

第2回県営住宅等指定管理者選定委員会

日時：平成30年10月19日（月）13：30～

場所：岩手県民会館 4階 第3会議室

次 第

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

- (1) 指定申請書類及び申請者プレゼンテーションによる審査について
- (2) 第4期県営住宅等指定管理者候補者の選定について
- (3) その他

4 閉 会

県営住宅等指定管理者選定委員会委員名簿

(五十音順・敬称略)

分 野	氏 名	所 属 及 び 役 職 等	出 欠
建築・住宅	小山田 サナエ	一般社団法人岩手県建築士会理事 のぞみ設計室 一級建築士	出
福祉政策	高 橋 聡	公立大学法人岩手県立大学 社会福祉学部 教授	出
経営・財務	土 岐 徹 朗	一般社団法人岩手県中小企業診断士協 会理事 土岐経営支援事務所 中小企業診断士	出
消費者代表	吉 田 敏 恵	岩手県消費者団体連絡協議会 常任幹事	出
行 政	南 幅 純 一	盛岡市 建設部 部長	出
行 政	遠 藤 昭 人	岩手県 県土整備部 道路都市担当技監	出

県営住宅等指定管理者選定委員会 設置要綱

(設置)

第1 県営住宅（県営住宅等条例（平成9年岩手県条例第47号）第2条第3号に規定する県営住宅及び共同施設をいう。）及び県営特定公共賃貸住宅（県営特定公共賃貸住宅等条例（平成9年岩手県条例第76号）第2条第3号に規定する県営特定公共賃貸住宅及び共同施設をいう。）（以下「県営住宅等」という。）を管理する指定管理者の候補者の選定に関し、必要な事項を審議することを目的として、県営住宅等指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 募集要項の策定に関する事。
- (2) 審査基準の策定に関する事。
- (3) 指定管理者の候補者の選定に関する事。
- (4) その他指定管理者の候補者の選定に関し、必要と認める事項に関する事。

(組織)

第3 委員会は、委員6名以内をもって組織し、知事が委嘱する。

(委員長)

第4 委員会に委員長を置き、委員長は、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員の任期)

第5 委員の任期は、平成31年3月31日までとする。

(会議)

第6 委員会は、知事が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席によって成立する。

3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7 委員会に関する庶務は、岩手県県土整備部建築住宅課において処理する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月5日から施行する。